

# 国際私法・涉外戸籍の基礎を詳解する実務の指針



REGISTRAR BOOKS 159

改訂

設題解説

## 涉外戸籍実務の処理

V 養子縁組 編

涉外戸籍実務研究会 著

2020年12月刊 A5判 400頁 本体3,500円+税 978-4-8178-4687-7 商品番号:41159 略号:設涉養

### 最新の法改正に対応！

- <大改正>中華人民共和国民法典の施行(令和3年1月1日施行)に対応。
- 家事事件手続法改正(平成30年法律第20号)による国際的裁判管轄の規定・外国裁判所の家事事件確定裁判の承認に関する規定の新設に対応。

涉外的身分変動における法の適用について、現行実務の解釈がわかる！

Q:日本人と外国人との養子縁組が、外国では有効に成立したものとされる場合に、日本では無効とされることがありますか。

Q:在外の日本人夫婦が、外国の裁判所において外国人の子を養子とする縁組の決定がなされ、その養子決定を証する書面を添付して届出があった場合、どのように処理することになりますか。

Q:外国の裁判所において外国人の養子となる日本人がその実方の血族との親族関係が終了する旨の養子決定がなされ、同決定が確定したとして、決定謄本と確定証明書を添付して届出があった場合、どのように処理することになりますか。

Q:アメリカ人夫と日本人妻が、日本人女の嫡出でない子(既にほかのアメリカ人夫婦の養子となっている)を養子とする縁組につき、同国カリフォルニア州上級裁判所の決定に基づいて養子縁組成立の旨の報告的届出があった場合、どのように処理することになりますか。

Q:フィリピン人女と婚姻をした日本人男が、フィリピンの裁判所において妻の嫡出でない子を養子とする養子決定をした裁判書を添付してその報告的届出があった場合、受理できますか。

など実務上のよくある疑問に答える118問を収録！

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) [www.kajo.co.jp](http://www.kajo.co.jp)  
ツイッターID:@nihonkajo